

難聴児用補聴器給付のご案内

身体障害者手帳をお持ちでない18歳までの方で、以下対象者要件に当てはまる場合、補聴器の給付を受けられます。

1 対象者

次の条件をすべて満たす方について、本事業の対象となります。

- (ア) 地域療育センターにて訓練等を受けている18歳までの難聴児で、教育上及び言語の獲得において、地域療育センターの評価により補聴器の装用が必要と認められる方。
- (イ) 身体障害者手帳非該当の方

2 補助金額及び自己負担額

補聴器1台につき、50,000円を限度額として補助し、原則として限度額の1割分を自己負担いただきます。

※両耳に必要と判断された場合は2台分（計100,000円）を、限度額として補助します。

※購入金額が限度額を超過した場合、超過した金額も、別途、自己負担となります。

* 自己負担上限額表 *

所得区分	負担上限額
生活保護世帯	0円
非課税世帯	0円
市民税額33,000円未満	5,000円
市民税額33,000円以上235,000円未満	10,000円
市民税額235,000円以上460,000円未満	20,000円
市民税額460,000円以上	全額自己負担

例

所得区分が市民税額33,000円未満で、

1台60,000円の補聴器を2台（計120,000円）購入した場合

- ① 限度額 = 50,000円×2台 = 100,000円
- ② 限度額の1割 = 10,000円
- ③ 市民税額による負担上限額 = 5,000円

②と③を比べて、より安価である、5,000円が自己負担となるほか、限度額を超過した20,000円が別途、自己負担となります。

自己負担額 25,000円 公費負担額 95,000円

3 給付の流れ

- ① お住まいの地区を管轄する地域療育センターに相談する。
- ② 評価書の作成を言語聴覚士（S T）へ依頼し、聴力検査を受けて、身体障害者手帳の聴覚障害に非該当であるかを確認する。
- ③ 見積書の作成を業者へ依頼する。
- ④ 必要書類が揃ったら、お住まいの区の高齢・障害課障害者支援係に提出する。
- ⑤ 障害福祉課内での審査を経て、決定通知書が対象者へ、給付券が業者へ郵送される。
- ⑥ 通知書が届いたら、業者から納品を受ける際、決定通知書内に記載されている自己負担額を業者へ支払うとともに、業者より提示される給付券内の受取確認欄へ署名又は記名・押印をする。
- ⑦ 自己負担額の支払いを受けた業者は、署名された給付券と請求書を障害福祉課に送付し、業者の指定口座へ公費負担額を支払う。

4 申請に必要な書類（(ア)～(ウ)をすべて揃えて、申請してください。）

(ア) 各地域療育センターに備えているもの

申請書 評価書

※ 評価書は各地域療育センターの言語聴覚士（S T）が作成します。

(イ) 各福祉事務所に備えているもの

扶養親族に関する申立書 世帯状況届及び同意書

(ウ) ご自身でご用意いただくもの

見積書

市民税額が確認できる書類 … 住民基本台帳上の世帯で、世帯員全員の市民税額が分かる書類

※ (イ) の「世帯状況届及び同意書」を提出いただいている場合は原則不要ですが、以下の場合は必須です。

- ・ 1月～6月に申請される場合で、前年の1月1日時点で川崎市外に在住していた方
- ・ 7月～12月に申請される場合で、その年の1月1日時点で川崎市外に在住していた方

5 問い合わせ先

*相談窓口（地域療育センター）

■南部地域療育センター	（代表番号 211-3181）
■中央療育センター	（代表番号 754-4559）
■川崎西部地域療育センター	（代表番号 865-2905）
■北部地域療育センター	（代表番号 988-3144）

*申請窓口（各福祉事務所）

■川崎区役所	高齢・障害課障害者支援係	（電話 201-3215 FAX 201-3301）
■幸区役所	高齢・障害課障害者支援係	（電話 556-6654 FAX 555-3192）
■中原区役所	高齢・障害課障害者支援係	（電話 744-3265 FAX 744-3345）
■高津区役所	高齢・障害課障害者支援係	（電話 861-3326 FAX 861-3249）
■宮前区役所	高齢・障害課障害者支援係	（電話 856-3304 FAX 856-3163）
■多摩区役所	高齢・障害課障害者支援係	（電話 935-3296 FAX 935-3396）
■麻生区役所	高齢・障害課障害者支援係	（電話 965-5159 FAX 965-5206）

*事業内容について

川崎市健康福祉局障害福祉課 日常生活用具給付事業担当（電話 200-2653 FAX200-3932）